

大会参加上の注意事項

<1> 大会参加申し込みについて

- (1) 同一大会の参加は1校1チームとする。
- (2) 大会参加の申し込みは定められた日時のみとする。
- (3) 参加費は1チーム8,000円とする。ただし、関東大会予選2日目、総体予選2日目、新人大会一次大会2日目に出場するチームは別に4,000円徴収する。2日目から出場するチームも別途4,000円徴収する。
- (4) 申し込みは決められた学校(委員)へすること。(大会によっては異なることもあるので注意)

<2> 組み合わせについて

- (1) 組み合わせは公式HP上にて公表する。公表の日程は行事予定表を参照すること。

<3> 参加資格

- (1) 東京都高等学校体育連盟バレーボール男子部加盟校であること。
- (2) 年齢制限は4月2日を起算として19歳未満の者とする。
- (3) 中国残留日本人孤児およびその子女についても年齢制限を適用する。
- (4) 同一学年の出場は1回限りとする。
- (5) 平成29年度日本バレーボール協会登録規定により、高校男子として有効に登録されたチーム及び選手であること。
- (6) 転校後6ヶ月未満の者は参加できない。ただし、一家転住などやむを得ない場合で東京都高体連会長によって認められた者はこの限りではない。(外国人留学生もこれに準ずる)
- (7) 部員数の不足から大会に出場できない学校の救済措置として、下記の条件の下で合同チームによる参加を認める。
 - ① 合同チームには上位大会への出場権及びシード権は与えない。都大会までの参加とする。
 - ② 合同チームは東京都高体連に登録をし、部員数が6名に満たない2校で構成されるものとする。
 - ③ 合同チームは公立校・私立校を問わず、いずれの組合せも可とする。
 - ④ 合同チームで大会に参加する場合は、両校ともに引率責任者を必要とする。
 - ⑤ ユニフォームは統一することが望ましい。また背番号は重複しないこと。
 - ⑥ 合同チームの大会申し込みは、両チームの申込書を1つに束ね、どちらかの支部受付校に申し込むこと。
 - ⑦ 大会参加費はそれぞれ半額とする。
 - ⑧ 合同チームは例外的な救済措置なので、どちらかのチームの部員数が6名以上になった時点で速やかに解消するのが望ましいが、同年度内は継続してもよい。また、チームの強化を目的としない。
 - ⑨ 上記の条件に違反が判明した場合には大会参加を認めず、その後何らかのペナルティを科す場合もある。
- (8) 全日制と定時制と通信制の混成チームは認めない。
- (9) 全ての大会に1条校以外のチームの参加を認める。ただし、正規の手続きを必要とする。
- (10) 学校教育法第1条に規定する高等学校以外の参加については全国高校総体参加基準要項に準ずる。

<4> チーム構成

- (1) 大会参加には、引率責任者を必要とする。引率責任者は、校長の認める当該校の職員または部活動指導員とし、チームスタッフを兼ねることができる。
- (2) 大会に出場登録できる選手は最大18名とし、その出場登録された選手の中から試合毎にベンチに登録する選手を替えることができる。
- (3) 試合に出場するチームの構成は、監督1名、コーチ1名以内、マネージャー1名以内、選手6名以上14名以内とする。試合に出場する選手の背番号と氏名をエントリー用紙に記載し、監督がサインした上で試合開始前に本部席へ提出すること。
- (4) チームスタッフに資格違反があった場合、発見と同時にそのゲームを失格にする。その罰則処置については委員会に諮り決定する。試合終了時に発見された場合には相当の処置をする。
- (5) チームスタッフは短パン、ハーフパンツ着用でのベンチ入りは認めない。ただし、全日本選手権一次予選については例外とする。

<5> 監督

- (1) 監督は校長が認める当該校の職員、部活動指導員または外部指導者とする。
- (2) 大会当日に、登録している監督が欠席する場合は代理監督届(様式3)を各会場の受付に提出して他の者を監督とすることができる。ただし、監督となることができるのは前項(1)の条件を満たす者とする。
- (3) 試合時刻になっても監督および引率責任者が不在の場合、その試合は棄権したものとして扱う。ただし、電車事故など特別な事情の場合、その旨の連絡があり本部が認めた場合はこの限りではない。その場合、ゲームを実施し、試合終了までに間に合わない場合は没収試合とする。
- (4) 監督および引率責任者は、チームの全ての行動に対して責任を負う。

<6> コーチ・マネージャー

- (1) コーチは校長が認める当該校の職員、部活動指導員または外部指導者とする。
- (2) マネージャーについては当該校の職員または当該校の生徒とする。
- (3) コーチ・マネージャーの変更は、大会選手変更時に届け出ること。(大会選手変更については「<8>メンバーの変更・追加」(1)を参照すること。)

<7> 当該校の職員以外の指導者について

- (1) 当該校の職員以外の指導者で、特に校長が適格と認めた者を当連盟では「部活動指導員」とし、引率責任者となることができる。
- (2) 当連盟の規定する「部活動指導員」として認められるのは、都立学校においては都立学校の規定による部活動指導員、その他の学校においては都立学校の規定に準ずる者として校長が認めた者とする。
- (3) 上記の条件に当てはまらない当該校の職員以外の指導者を「外部指導者」とする。「外部指導者」はチームスタッフとなることができるが、引率責任者となることはできない。
- (4) 部活動指導員または外部指導者がチームスタッフとなる場合、傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

<8> メンバーの変更・追加

- (1) メンバーの変更および追加は各大会の第1日目の第1試合開始までに、第2日目より出場するチームは第2日目の第1試合開始までに、大会選手変更届(様式2)を会場主任に提出する。それ以降の変更は認めない。
- (2) 監督の変更は(1)にかかわらず、代理監督届(様式3)の提出によって認められる。

<9> 帯同審判員

- (1) 各チームは試合に審判(主審・副審)のできる帯同審判員を同伴すること。万一、同伴できない場合には受付時に本部へ連絡すること。なお、笛は長管・短管の両方を用意すること。

<10> ベンチ

- (1) チームスタッフは定められたワッペンを左胸に着け、監督は記録席に一番近い席に座る。
- (2) 割れやすいガラス製品や落下の恐れのあるウォータージャグなどの競技上危険な物、メガホンや通信機器など競技に影響を与える物はベンチに持ち込まない。
- (3) 試合終了後は速やかにベンチを次の試合のチームにあげ渡すこと。試合終了後の挨拶は審判の吹笛で一斉に行い、改めて相手チームや審判に挨拶に行かないこと。

<11> 競技者の服装

- (1) 競技者は同一色・同型のユニフォームを着用する。シャツの裾がパンツの外に出る形状のユニフォームは認めない。
- (2) ユニフォームの胸部と背部の中央に見やすい色の番号を着ける。番号は1~18までが望ましい。主将のユニフォームには、キャプテンマークを胸番号の下に着ける。(長さ8cm、幅2cm) 個人名等は入れてはいけない。
- (3) コートに入る選手は特別の場合(病気、ケガ、寒冷時などの理由で審判の許可を得たとき)を除いて同一の服装で出場すること。
- (4) リベロ・プレーヤーは他の競技者と対照的な色のユニフォーム(デザインが異なってもよい)を着用する。用意できない場合は高さ15cm以上の「L」の文字をつけて、リベロ・プレーヤーであることを明示する。また、リベロ・プレーヤーが2名いる場合は2名が異なった番号をつけるか、ベストの色を変える必要がある。

<12> 試合当日の開場から第1試合開始までについて

- (1) 会場校には開場時間前には到着しないこと。
- (2) 各大会第1日目に開始式を行う。引率責任者および選手は必ず出席すること。
- (3) チームは試合会場に到着したら必ず受付をすませる。
- (4) 開場後、参加チームによる合同練習を行う。合同練習のタイムスケジュールは下記のとおりとする。

8:30開場の場合

8:30 開場

8:35～9:00 指定された場所でネットを使わない練習（ユニフォームまたはトレーニングウェア着用のこと）

9:00～9:15 各コート3ヶ所または2ヶ所による合同スパイク練習(複数チームで時間を分けて行う)

※コート内でのレシーブ練習を禁止する。

9:15～9:20 合同サービス練習

9:20 開始式(原則第1日目のみ) 開始式後は第1試合のチームによる合同練習

9:34 プロトコール

9:45 試合開始

<13> 試合前のトス

- (1) トスは試合開始の11分前に、審判団立会いのもと記録席前で行う。
- (2) トスの際、主将はキャプテンマークのついたユニフォームを着用する。主将ならびに監督は記録用紙にサインする。

<14> 公式練習

- (3) 公式練習はトスでサーブ権を得たチームより3分間ずつ行う。特に両チームが合同で行う場合には6分間とする。
- (4) 公式練習は、その試合のベンチに入ることができる監督、コーチ、マネージャー、選手の17名以内で行う。

<15> その他の注意事項

- (1) 組み合わせに記載された試合開始時間は第1セットの開始時間であり、その11分前よりプロトコールにはいる。
- (2) 第1日目がリーグ戦の場合、チームが開始式に遅れた場合は当日の試合を棄権したものとする。
- (3) 棄権をする場合は、事前に電話で所属支部長に連絡する。万一、当日棄権する場合は、第1日目は開始式までに、2日目以降は第1試合開始時間までに代表者が会場に行き会場主任に届ける。無断で棄権をした場合は、委員会に諮り罰則処置を適用することもある。試合前日までに直接連絡が取れない場合、必ず代表者は会場に行き届け出る。
- (5) 試合間は10分間とし、次の試合の対戦チームならびに審判を担当するチームは前の試合の終了時間から10分後にはプロトコールが始められるよう準備すること。なお、試合が連続する場合は最大15分間、リーグ戦の場合は最大20分間の休憩を入れる。(大会によって別に定めることがある。)
- (6) 試合会場の使用状況が悪いと会場の協力が得られなくなるため、以下の項目に注意すること。
 - ① 各会場とも駐車場は用意していないので、車やバイクで来場しないこと。特に、応援の方々にも顧問より連絡を徹底すること。
 - ② コート以外で練習する場合は、会場委員の指示を守り周囲の安全に気をつけること。器物を破損した場合は速やかに本部に報告し、指示を受けること。
 - ③ 下履き、上履きの区別をすること。父母のスリッパ等もチームで用意し、会場の物を使用してはならない。
 - ④ 利用した施設の清掃を心がけ、特に食事で出たごみ・空き缶などは各チームで必ず持ち帰ること。
 - ⑤ 盗難に注意し、シューズ、ボール、貴重品等は各チームで管理すること。
 - ⑥ ビデオ等の電源や携帯電話の充電など、会場の電源を使用は禁止する。電源が必要な場合には、バッテリーなどを用意すること。
 - ⑦ 成人の喫煙について、会場や会場近隣での吸殻の投げ捨てや禁煙エリアでの喫煙が報告されている。必ず喫煙場所を確認すること。なお、都立高校は敷地内全面禁煙である。
 - ⑧ 会場内は火気厳禁とする。会場内でのガスコンロの使用などは禁止する。

<16> 暴力を伴う行き過ぎた指導の禁止について

- (1) 監督がゲーム中に暴力行為を犯した場合は、審判は当該監督を失格とし直ちに競技上より退場させ、本部に届ける。
- (2) 本部は監督に大会中の失格を通告する。
- (3) コーチ、マネージャー、選手にも(1)(2)を適用する。
- (4) 監督が失格になった場合でも、監督を兼ねない引率責任者が会場にいれば試合を続行させる。ただし、監督の権限は全てゲームキャプテンに移行する。
- (5) 引率責任者不在の場合はそのチームの試合を没収する。
- (6) 監督が失格になったチームが勝ち残った場合は代理監督届の手続を行うことによって大会に参加できる。代理監督がない場合には、次の試合を没収する。コーチ、マネージャーおよび選手の場合は、出場選手申し込みより削除し、ベンチに入ることはできない。なお、追加登録や登録変更は認めない。
- (7) 次の大会の出場に関しては、委員総会に諮り決定する。

<17> 個人情報について

当専門部において、加盟登録および各大会参加申し込み等で知り得た個人情報については、個人情報保護法に基づき、当該目的以外に使用せず、使用後は廃棄するものとする。

東京都高体連バレーボール専門部男子部
加盟校 顧問の先生方へ

東京都高体連バレーボール専門部男子部
競技委員長 三輪 明彦

平成30年度 大会引率者規定の変更について

国で検討されてきました「働き方改革」の流れを受け、都立学校の部活動の指導者について新たな制度が制定されました。こうした事情を踏まえ、当専門部主催の大会につきましても大会引率者の規定につきまして以下の通り変更を致します。

なお、この規定につきましては平成30年度当初より運用致します。あらかじめご承知おき下さい。

1 大会引率者の資格についての変更点

平成29年度 大会参加上の注意事項	平成30年度 同項目
<4> チーム構成 (3) 大会参加には、引率責任者を必要とする。引率責任者は、校長の認める当該校の職員とし、チームスタッフ（監督、コーチ、マネージャー）を兼ねることができる。	(3) 大会参加には、引率責任者を必要とする。引率責任者は、校長の認める当該校の職員 または部活動指導員 とし、チームスタッフ（監督、コーチ、マネージャー）を兼ねることができる。

2 当専門部における「部活動指導員」の定義

平成29年度まで教職員以外の身分の監督やコーチとしてベンチ入りを認めていた「外部指導員」とは定義が異なりますのでご注意ください。

- ・都立の学校においては、都立学校における「部活動指導員」のことを指します。
- ・その他の学校については、都立学校における「部活動指導員」に準ずる者として学校長が認めた者とします。

<参考>都立学校が定める「部活動指導員」とは
職務（「東京都立学校部活動指導員設置要綱」より抜粋）

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 用具・施設の点検・管理
- (4) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 年間・月間指導計画の作成
- (7) 生徒指導に関わる対応
- (8) 事故が発生した場合の現場対応
- (9) その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

校長が部活動指導員として適格と認める目安について

- ①教員としての部活動指導の経験がある者
- ②中学校、高等学校等での外部指導員経験がある者
- ③大学、スポーツクラブ等でのコーチ経験がある者
- ④教員免許状を有する教員志望者
- ⑤上記①から④までのいずれかと同等の経験等を有すると校長が認める者

なお、上記条件に当てはまらない「外部指導者」につきましては従来通り、監督やコーチとしてベンチ入りすることは出来ますが、その場合には学校長が認める引率責任者が必要です。

3 その他注意事項

部活動指導員につきましては、従来の外部指導員同様、傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入することを条件と致します。

以上、ご不明な点がございましたら競技委員長 三輪明彦（中央大学附属高等学校）までお問い合わせ下さい。